

# 保険料の決まり方

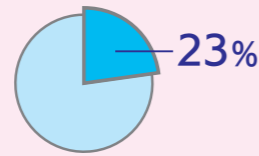
65歳以上の方の保険料は、魚沼市において令和3年度から令和5年度の3年間に必要な介護サービス費がまかなえるよう算出された「基準額」をもとにみなさんや世帯の市民税課税状況などに応じて決まります。

## 基準額の決まり方

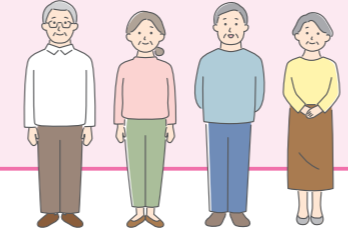
魚沼市に必要な介護サービスの総費用



65歳以上の方の負担分23%



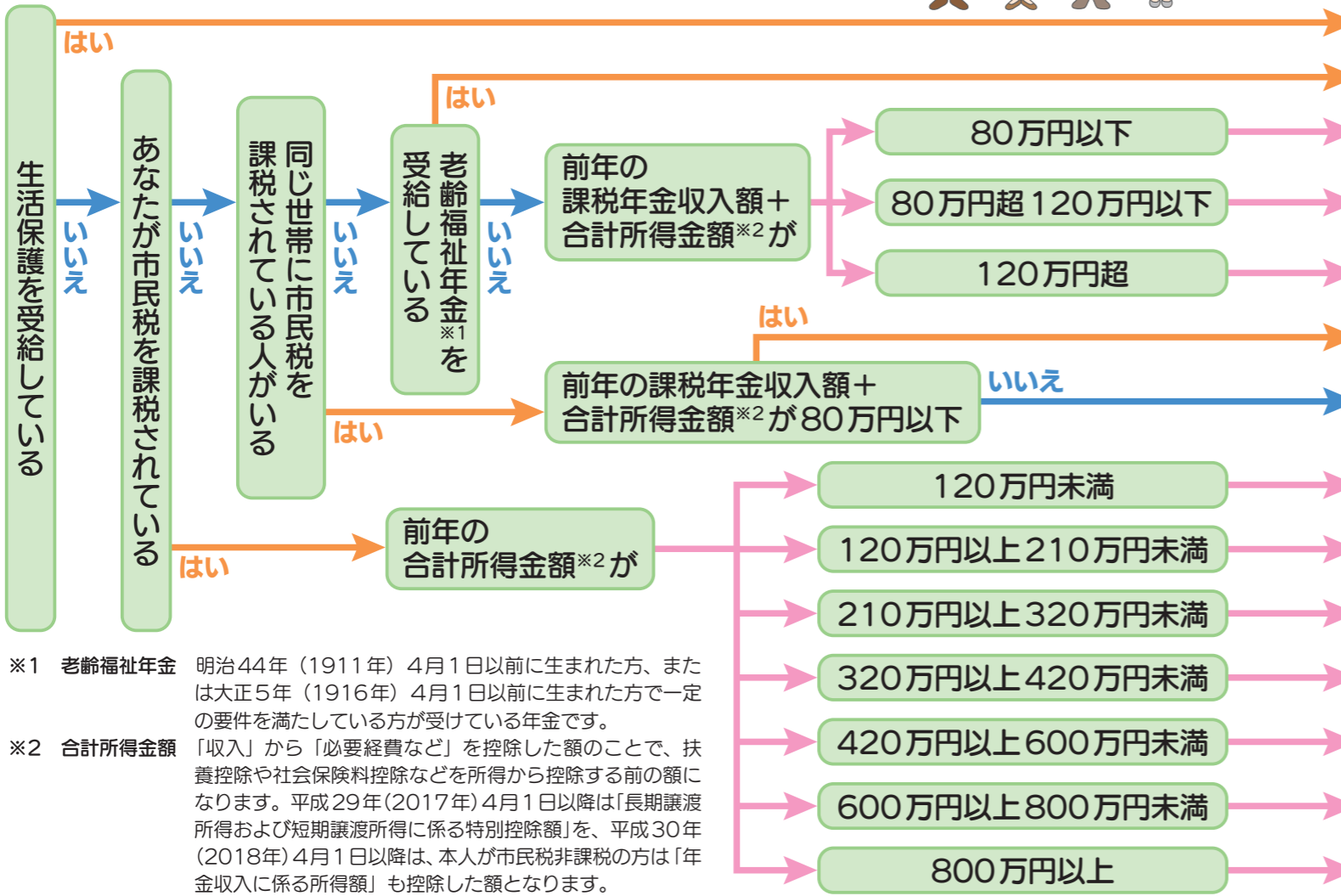
魚沼市に住む65歳以上の方の人数



魚沼市の令和5年度の保険料の基準額 **76,560円** (年額)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得などの状況に応じて、12段階に分かれます。

## あなたの介護保険料は？



段階	対象となる方	保険料率	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金※1受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	基準額×0.30	22,968円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円以下の方	基準額×0.50
第3段階		80万円超 120万円以下の方	基準額×0.70
第4段階		120万円超の方	基準額×0.90
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得額の合計が	80万円以下の方	基準額×1.00
第6段階		80万円超の方	基準額×1.20
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が	120万円未満の方	基準額×1.30
第8段階		120万円以上 210万円未満の方	基準額×1.50
第9段階		210万円以上 320万円未満の方	基準額×1.60
第10段階		320万円以上 420万円未満の方	基準額×1.75
第11段階		420万円以上 600万円未満の方	基準額×2.00
第12段階		600万円以上 800万円未満の方	基準額×2.10
	800万円以上の方		160,776円

※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額のこと、扶養控除や社会保険料控除などを所得から控除する前の額になります。平成29年(2017年)4月1日以降は「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」を、平成30年(2018年)4月1日以降は、本人が市民税非課税の方は「年金収入に係る所得額」も控除した額となります。

## 介護保険料 Q & A

Q1 納付方法は自由に選べないのですか？

A1 介護保険料は、年金の受給額等によって納め方が法律で決められているため、納め方を自分で選ぶことはできません。通知にしたがって、決められた方法での納付をお願いします。

Q2 サービスを利用する予定がないのですが、介護保険料は納めないといけないのですか？

A2 65歳以上の方の保険料は、地域の介護サービス費をまかなう大切な財源です。介護保険は、助け合いの精神に基づく社会のしくみです。介護保険制度を維持していくためにも、必ず納めていただくようお願いします。

## 保険料を納めないでいると…

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、法律に基づき、滞納処分(財産差押)を受ける場合があります。また、介護サービスを利用する際に次のような措置がとられます。保険料は納め忘れのないようにしましょう。

1年以上滞納すると…  
費用の全額を利用者がいったん自己負担し、その後、申請により保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると…  
費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなります。

2年以上滞納すると…  
利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス費などが受けられなくなります。

## 納付がむずかしいときにはご相談を！

災害などの特別な事情があると認められたときには、保険料の減免や徴収の猶予を受けられることがあります。納付がむずかしいときは、介護福祉課介護保険係 025(792)9755 までご相談ください。